

SWCCグループ グリーン調達ガイドライン

2023年4月1日 第5.0版

【目次】

1. 本ガイドラインの趣旨	1
2. 適用範囲	1
3. グリーン調達基準	1
4. お取引先様へのお願い事項	2
付表 1. 管理対象化学物質の明細	3
付表 2. 労働安全衛生法 製造禁止物質	3
付表 3. 労働安全衛生法 製造許可物質（特定化学物質第1類物質）	3
付表 4. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 第一種特定化学物質	3
付表 5. 毒物及び劇物取締法（毒劇法） 特定毒物	4
付表 6. オゾン層保護法 モントリオール議定書附属書A、B、C、E	5
付表 7. POPs条約 附属書A、B、C	7
付表 8. SWCCグループが独自に使用を禁止する塩素系有機溶剤	8
付表 9. SWCCグループ 制限物質（EU RoHS指令物質）	8
様式 1 お取引先様の環境保全活動の評価票	9

1. 本ガイドラインの趣旨

SWCCグループは、環境理念、基本方針を定め、環境保全活動に取り組んでいます。

環境理念

SWCCグループは、かけがえのない地球をより健全な状態で次世代へ引き継ぐことが良き企業市民の使命であることを認識し、すべての事業活動を通じ環境保全に努め、持続的発展が可能な社会の構築に貢献する。

基本方針

- (1) SWCCグループは、環境負荷の少ない製品、資源リサイクルに配慮した製品を積極的に開発し、環境負荷を低減する。
- (2) SWCCグループは、事業活動におけるすべての段階の環境への影響を適切に評価し、省エネルギー、省資源、廃棄物や有害化学物質の削減等に努め、地球温暖化防止、循環型社会の実現等に貢献する。
- (3) SWCCグループは、環境規制を遵守することはもとより、より厳しい自主管理基準を設定した環境管理を実施し、環境監査等を通じシステム及び環境施設の管理レベルの向上に努める。
- (4) SWCCグループは、環境教育を通じ社員一人ひとりの環境意識を高めると共に、地域社会との協調及び社内外の良好なコミュニケーションの維持に努める。

環境保全活動の取り組みの一つとして、環境負荷の小さい製品、部品、材料、原料、副資材等を、積極的に環境保全を推進しているお取引先様から調達（グリーン調達）することを推進しています。

本ガイドラインは、グリーン調達に関するSWCCグループの基本的な考え方を示し、併せて納入していただく物品について、お取引先様をお願いする事項を示しています。

SWCCグループは、本ガイドラインに基づく調達活動を通して、お取引先様とともに環境保全活動に取り組んでまいります。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、SWCCグループが調達する製品、部品、材料、原料、副資材等に適用します。

ただし、仕様書、図面、発注時文書（電子メール）などで、SWCCグループ各社の所管部門とお取引先様とで合意した場合は本ガイドラインの適用除外とする場合があります。

3. グリーン調達基準

グリーン調達基準を以下に示します。

3. 1 お取引先様の環境保全活動の評価

お取引先様の環境保全活動の取り組み状況を**様式 1**に基づき評価させていただきます。評価は、①新規お取引開始時、②お取引継続評価の時（評価ランク B,C のお取引先様に対し3年に一回程度）、③ガイドライン見直し等により必要と判断した場合、に実施します。お取引先様の選定またはお取引継続の決定に際し、品質（Q）、価格（C）、納期（D）、サービス（S）に加えて、この評価結果も考慮させていただきます。

注）ご提供いただいた個人情報、機密情報は、SWCCグループ会社間で共有させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。なお、お取引様から提供いただきました情報は、十分な管理を行い、グリーン調達に関する情報を取得する目的以外では使用いたしません。

3. 2 調達品の含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質は、「JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理－原則及び指針」に即した管理を実施します。

また、調達品の含有化学物質に関し、禁止物質、含有制限物質を**表 1**のように定め管理します。禁止物質、含有制限物質の詳細は、**付表 1～9**に示します。なお、取扱製品の事情から、SWCCグループ各社の所管部門が個別に管理物質を指定する場合がありますので、その場合はその指定に従って下さい。

表1 調達品の含有化学物質の管理区分

管理区分	管理基準
禁止物質	調達品への含有、および調達品の製造工程における使用を禁止する物質
含有制限物質	調達品への含有が制限される物質

4. お取引先様へのお願い事項

4. 1 マネジメントシステムの構築・実施

ISO9001、ISO14001 認証の取得、これに準じた第三者認証（環境省エコアクション21 等）の取得、またはお取引先様独自の品質・環境マネジメントシステムを構築し、実施して下さい。

4. 2 環境保全活動の推進

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の公害防止の取り組みだけでなく、地球温暖化防止、循環型社会形成、生物多様性保全などの環境保全に対する積極的な取り組みを推進して下さい。

4. 3 環境負荷の低減

SWCCグループに納入していただく物品（納入品）について、以下の項目を参考に環境負荷の低減を図って下さい。

規制物質の使用禁止・適正管理／省資源／省エネ／長期間使用可能／再使用可能／リサイクル可能／解体配慮設計／梱包・包装の合理化／廃棄処理容易性／輸送時の環境配慮

4. 4 含有化学物質の管理

納入品の含有化学物質は、「JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理－原則及び指針」に即した管理を実施して下さい。また、労働安全衛生法、化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）等の法令により、化学物質等安全データシート（SDS（Safety Data Sheet））提供、ラベル表示が義務付けられている物質を含有している場合は、法令に基づいて対応して下さい。

4. 5 含有化学物質に関する調査へのご協力

必要に応じ、納入品の含有化学物質調査を実施します。調査は、SWCCグループ各社の所管部門より依頼します。指示された回答ツール、様式等に従い、期日までに回答して下さい。

代表的な調査ツールを以下に示しますが、これ以外のツール、様式を使用する場合があります。適宜、所管部門担当者にお問合せ下さい。

- ・chemSHERPA

発行元：アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）

ツール、マニュアル等入手先：<https://chemsherpa.net/tool/>

- ・JAPIA 統一データシート

発行元：日本自動車部品工業会（JAPIA）

ツール、マニュアル等入手先：<https://www.japia.or.jp/work/kankyuu/japiasheet/>

4. 6 その他

必要に応じて監査させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

以上

付表 1. 管理対象化学物質の明細

分類	対象物質	リスト
禁止物質	労働安全衛生法 製造禁止物質	付表 2
	労働安全衛生法 製造許可物質（特定化学物質第 1 類物質）	付表 3
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 第一種特定化学物質	付表 4
	毒物及び劇物取締法（毒劇法） 特定毒物	付表 5
	オゾン層保護法 モントリオール議定書附属書 A、B、C、E	付表 6
	POPs 条約 附属書 A、B、C	付表 7
	SWCCグループが独自に使用を禁止する塩素系有機溶剤	付表 8
含有制限物質	SWCCグループ 制限物質（EU RoHS指令物質）	付表 9

注記：付表 2 以降に示す物質リストは、2022年11月1日時点の諸法令に基づくものです。基本的には、最新の法令で規定されている物質を対象とします。法改正に伴い物質が追加された場合は、その都度リストに追加していきますが、念のため最新法令をご確認下さい。

付表 2. 労働安全衛生法 製造禁止物質

No.	CAS 番号	名称
1	—	黄りんマッチ
2	92-87-5	ベンジジン及びその塩、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
3	92-67-1	4-アミノジフェニル及びその塩、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
4	1332-21-4 等	石綿、またはそれをその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他の物
5	92-93-3	4-ニトロジフェニル及びその塩、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
6	542-88-1	ビス(クロロメチル)エーテル、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
7	91-59-8	β-ナフチルアミン及びその塩、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
8	—	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の 5%を超えるもの

付表 3. 労働安全衛生法 製造許可物質（特定化学物質第1類物質）

No.	CAS 番号	名称
1	84-68-4 等	ジクロルベンジジン及びその塩、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
2	134-32-7	α-ナフチルアミン及びその塩、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
3	1336-36-3 等	塩素化ビフェニル（別名 PCB）、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
4	119-93-7	o-トリジン及びその塩、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
5	119-90-4 等	ジアニシジン及びその塩、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物
6	7440-41-7 等	ベリリウム及びその化合物、またはそれをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の 3%を超えて含有するものに限る。）
7	98-07-7	ベンゾトリクロリド、またはそれをその重量の 0.5%を超えて含有する製剤その他の物

付表 4. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 第一種特定化学物質

No.	CAS 番号	名称
1	1336-36-3 等	ポリ塩化ビフェニル
2	1321-64-8 等	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 2 以上のものに限る。）
3	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン
4	309-00-2	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-インド-5,8-ジメタナナフタレン（別名 アルドリン）
5	60-57-1	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-インド-5,8-ジメタナナフタレン（別名 デイルドリン）
6	72-20-8	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-インド-1,4-インド-5,8-ジメタナナフタレン（別名 エンドリン）

7	50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名 DDT)
8	57-74-9 等	1,2,4,5,6,7,8,8- オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a- ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁 化合物の混合物 (別名 クロルデン又はヘプタクロル)
9	56-35-9	ビス(トリブチルスズ)=オキシド
10	620-91-7 等	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又は N,N'-ジキ シリル-パラ-フェニレンジアミン
11	732-26-3	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール
12	8001-35-2	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2.2.1]ヘプタン (別名 トキサフェン)
13	2385-85-5	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン (別名 マイレックス)
14	115-32-2 等	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2,2,2-トリクロロ-1,1-ビ ス(4-クロロフェニル)エタノール (別名 ケルセン又はジコホル)
15	87-68-3	ヘキサクロロプタ-1,3-ジエン
16	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
17	1763-23-1 等	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 又はその塩
18	307-35-7	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド (別名 PFOSF)
19	608-93-5	ペンタクロロベンゼン
20	319-84-6	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 α-ヘキサクロロシクロヘキサン)
21	319-85-7	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 β-ヘキサクロロシクロヘキサン)
22	58-89-9	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリ ンデン)
23	143-50-0	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン-5-オン (別名 クロルデコン)
24	36355-01-8 等	ヘキサブロモビフェニル
25	5436-43-1 等	テトラブロモ(フェノキシベンゼン) (別名 テトラブロモジフェニルエーテル)
26	32534-81-9 等	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン) (別名 ペンタブロモジフェニルエーテル)
27	31153-30-7 等	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン) (別名 ヘキサブロモジフェニルエーテル)
28	68928-80-3 等	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン) (別名 ヘプタブロモジフェニルエーテル)
29	115-29-7 等	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチ エピン=3-オキシド (別名 エンドスルファン又はベンゾエピン)
30	3194-55-6 等	ヘキサブロモシクロドデカン
31	87-76-3 等	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
32	18993-26-5 等	ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数が 10 から 13 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 48%を超えるものに限る。)
33	1163-19-5	1,1'-オキシビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモベンゼン) (別名 デカブロモジフェニルエーテル)
34	335-67-1 等	ペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA) 又はその塩

付表 5. 毒物及び劇物取締法 (毒劇法) 特定毒物

No.	CAS 番号	名称
1	152-16-9	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
2	75-74-1 等	四アルキル鉛を含有する製剤
3	56-38-2	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
4	8022-00-2	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
5	13171-21-6	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤
6	298-00-0	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
7	107-49-3	テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
8	144-49-0	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
9	640-19-7	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
10	20859-73-8	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

付表6. オゾン層保護法 モントリオール議定書附属書A、B、C、E

No.	CAS 番号	名称	附属書
1	75-69-4	トリクロロフルオロメタン (別名 CFC-11)	A- I
2	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン (別名 CFC-12)	
3	76-13-1 等	トリクロロトリフルオロエタン (別名 CFC-113)	
4	76-14-2 等	ジクロロテトラフルオロエタン (別名 CFC-114)	
5	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン (別名 CFC-115)	
6	353-59-3	ブromoクロロジフルオロメタン (別名ハロン-1211)	A- II
7	75-63-8	ブromotriフルオロメタン (別名ハロン-1301)	
8	124-73-2 等	ジブromotetraフルオロエタン (別名ハロン-2402)	B- I
9	75-72-9	クロロトリフルオロメタン (別名 CFC-13)	
10	354-56-3	ペンタクロロフルオロエタン (別名 CFC-111)	
11	76-11-9 等	テトラクロロジフルオロエタン (別名 CFC-112)	
12	-	ヘプタクロロフルオロプロパン (別名 CFC-211)	
13	3182-26-1	ヘキサクロロジフルオロプロパン (別名 CFC-212)	
14	134237-31-3	ペンタクロロトリフルオロプロパン (別名 CFC-213)	
15	29255-31-0	テトラクロロテトラフルオロプロパン (別名 CFC-214)	
16	1599-41-3	トリクロロペンタフルオロプロパン (別名 CFC-215)	
17	661-97-2 等	ジクロロヘキサフルオロプロパン (別名 CFC-216)	
18	76-18-6 等	クロロヘプタフルオロプロパン (別名 CFC-217)	B- II
19	56-23-5	四塩化炭素	
20	71-55-6	1・1・1-トリクロロエタン	B- III
21	75-43-4	ジクロロフルオロメタン (別名 HCFC-21)	C- I
22	75-45-6	クロロジフルオロメタン (別名 HCFC-22)	
23	593-70-4	クロロフルオロメタン (別名 HCFC-31)	
24	354-11-0 等	テトラクロロフルオロエタン (別名 HCFC-121)	
25	354-15-4 等	トリクロロジフルオロエタン (別名 HCFC-122)	
26	354-23-4 等	ジクロロトリフルオロエタン (別名 HCFC-123)	
27	306-83-2	2・2-ジクロロ-1・1・1-トリフルオロエタン (別名 HCFC-123)	
28	354-25-6 等	クロロテトラフルオロエタン (別名 HCFC-124)	
29	2837-89-0	2-クロロ-1・1・1・2-テトラフルオロエタン (別名 HCFC-124)	
30	811-95-0 等	トリクロロフルオロエタン (別名 HCFC-131)	
31	25915-78-0	ジクロロジフルオロエタン (別名 HCFC-132)	
32	75-88-7 等	クロロトリフルオロエタン (別名 HCFC-133)	
33	430-57-9 等	ジクロロフルオロエタン (別名 HCFC-141)	
34	1717-00-6	1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン (別名 HCFC-141b)	
35	338-64-7 等	クロロジフルオロエタン (別名 HCFC-142)	
36	75-68-3	1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン (別名 HCFC-142b)	
37	762-50-5 等	クロロフルオロエタン (別名 HCFC-151)	
38	134237-35-7	ヘキサクロロフルオロプロパン (別名 HCFC-221)	
39	134237-36-8	ペンタクロロジフルオロプロパン (別名 HCFC-222)	
40	134237-37-9	テトラクロロトリフルオロプロパン (別名 HCFC-223)	
41	127564-91-4 等	トリクロロテトラフルオロプロパン (別名 HCFC-224)	
42	422-44-6 等	ジクロロペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-225)	
43	422-56-0	3・3-ジクロロ-1・1・1・2・2-ペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-225ca)	

44	507-55-1	1・3-ジクロロ-1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-225cb)	C- I	
45	422-55-9 等	クロロヘキサフルオロプロパン (別名 HCFC-226)		
46	134190-48-0	ペンタクロロフルオロプロパン (別名 HCFC-231)		
47	127564-82-3 等	テトラクロロジフルオロプロパン (別名 HCFC-232)		
48	134237-40-4	トリクロロトリフルオロプロパン (別名 HCFC-233)		
49	127564-83-4	ジクロロテトラフルオロプロパン (別名 HCFC-234)		
50	134237-41-5	クロロペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-235)		
51	134190-49-1	テトラクロロフルオロプロパン (別名 HCFC-241)		
52	127564-90-3 等	トリクロロジフルオロプロパン (別名 HCFC-242)		
53	134237-43-7	ジクロロトリフルオロプロパン (別名 HCFC-243)		
54	134190-50-4	クロロテトラフルオロプロパン (別名 HCFC-244)		
55	818-99-5 等	トリクロロフルオロプロパン (別名 HCFC-251)		
56	134190-52-6	ジクロロジフルオロプロパン (別名 HCFC-252)		
57	134237-44-8	クロロトリフルオロプロパン (別名 HCFC-253)		
58	7799-56-6 等	ジクロロフルオロプロパン (別名 HCFC-261)		
59	102738-79-4 等	クロロジフルオロプロパン (別名 HCFC-262)		
60	134190-54-8	クロロフルオロプロパン (別名 HCFC-271)		
61	1868-53-7	ジブromoフルオロメタン		C- II
62	1511-62-2	ブromoジフルオロメタン (別名 HBFC-22b1)		
63	373-52-4	ブromoフルオロメタン		
64	-	テトラブromoフルオロエタン		
65	-	トリブromoジフルオロエタン		
66	-	ジブromoトリフルオロエタン		
67	124-72-1	ブromoテトラフルオロエタン		
68	-	トリブromoフルオロエタン		
69	-	ジブromoジフルオロエタン		
70	421-06-7	ブromoトリフルオロエタン		
71	358-97-4	ジブromoフルオロエタン		
72	359-07-9	ブromoジフルオロエタン		
73	762-49-2	ブromoフルオロエタン		
74	-	ヘキサブromoフルオロプロパン		
75	-	ペンタブromoジフルオロプロパン		
76	-	テトラブromoトリフルオロプロパン		
77	-	トリブromoテトラフルオロプロパン		
78	-	ジブromoペンタフルオロプロパン		
79	2252-78-0	ブromoヘキサフルオロプロパン		
80	-	ペンタブromoフルオロプロパン		
81	-	テトラブromoジフルオロプロパン		
82	-	トリブromoトリフルオロプロパン		
83	-	ジブromoテトラフルオロプロパン		
84	-	ブromoペンタフルオロプロパン		
85	-	テトラブromoフルオロプロパン		
86	-	トリブromoジフルオロプロパン		
87	-	ジブromoトリフルオロプロパン		
88	-	ブromoテトラフルオロプロパン		
89	-	トリブromoフルオロプロパン		

90	-	ジブロモジフルオロプロパン	C- II
91	-	ブロモトリフルオロプロパン	
92	-	ジブロモフルオロプロパン	
93	-	ブロモジフルオロプロパン	
94	-	ブロモフルオロプロパン	
95	74-97-5	ブロモクロロメタン	C- III
96	74-83-9	臭化メチル	E- I

付表 7. POPs条約 附属書A、B、C

No.	CAS 番号	名称	附属書
1	309-00-2	アルドリン	A
2	319-84-6	アルファーヘキサクロロシクロヘキサン	A
3	319-85-7	ベータヘキサクロロシクロヘキサン	A
4	57-74-9	クロルデン	A
5	143-50-0	クロルデコン	A
6	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	A
7	60-57-1	ディルドリン	A
8	115-29-7 等	エンドスルファン	A
9	72-20-8	エンドリン	A
10	76-44-8	ヘプタクロル	A
11	36355-01-8	ヘキサブromoビフェニル	A
12	3194-55-6 等	ヘキサブromoシクロドデカン	A
13	68631-49-2 等	ヘキサブromoジフェニルエーテル	A
14	207122-16-5 等	ヘプタブromoジフェニルエーテル	A
15	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン (別名 HCB)	A、C
16	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン	A、C
17	58-89-9	リンデン	A
18	2385-85-5	マイレックス	A
19	608-93-5	ペンタクロロベンゼン (別名 PeCB)	A、C
20	87-76-3 等	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類	A
21	1336-36-3 等	ポリ塩化ビフェニル (別名 PCB)	A、C
22	1321-64-8 等	ポリ塩化ナフタレン (塩素数 2~8 のものを含む)	A、C
23	18993-26-5 等	短鎖塩素化パラフィン (別名 SCCP)	A
24	5436-43-1	テトラブromoジフェニルエーテル	A
25	60348-60-9	ペンタブromoジフェニルエーテル	A
26	8001-35-2	トキサフェン	A
27	115-32-2 等	ジコホル	A
28	335-67-1 等	ペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA) とその塩及びPFOA関連物質	A
29	50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名 DDT)	B
30	1763-23-1 等	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (別名 PFOS) とその塩, ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド (別名 PFOSF)	B
31	-	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (別名 PCDD)	C
32	-	ポリ塩化ジベンゾフラン (別名 PCDF)	C

付表8. SWCCグループが独自に使用を禁止する塩素系有機溶剤

No.	CAS 番号	名称
1	75-09-2	ジクロロメタン
2	79-01-6	トリクロロエチレン
3	127-18-4	テトラクロロエチレン

付表9. SWCCグループ 制限物質 (EU RoHS指令物質)

No.	CAS 番号	名称	最大許容濃度
1	-	カドミウム及びその化合物	0.01%(100ppm)
2	-	六価クロム化合物	0.1%(1000ppm)
3	-	鉛及びその化合物	0.1%(1000ppm)
4	-	水銀及びその化合物	0.1%(1000ppm)
5	92-66-0 等	ポリブロモビフェニル (PBB) 類	0.1%(1000ppm)
6	101-55-3 等	ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE) 類	0.1%(1000ppm)
7	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	0.1%(1000ppm)
8	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	0.1%(1000ppm)
9	84-74-2	フタル酸ジブチル (DBP)	0.1%(1000ppm)
10	84-69-5	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	0.1%(1000ppm)

* 当社が指定するRoHS指令対象外の製品には適用しません。

様式 1

お取引先様の環境保全活動の評価票

太枠内を記入して下さい。

貴社名		作成日	
事業所名		所属部門	
事業所住所		責任者氏名	
業態	<input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 商社	担当者氏名	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	TEL/FAX	
		e-mail	

①環境マネジメントシステム (EMS)

No.	評価項目	Yes	No	評点
1	EMS の認証を取得している 主な EMS ISO14001, エコアクション21, など EMS の種類 : 取得日 : 認証機関 : 認証 No. :	40	0	
1 が Yes の場合、以下は回答不要です。				
2	独自の EMS を構築している。	4	0	
3	環境に関する企業理念がある。	4	0	
4	環境に関する方針を定めている。	4	0	
5	環境に関する法規制を順守する仕組みがある。	4	0	
6	環境に関する取り組みを推進、管理する組織体制、責任者が定められている。	4	0	
7	環境に関する目標、計画を立案し、実行する仕組みがある。	4	0	
8	環境に関する教育、訓練、啓発を実施している。	4	0	
9	自社の環境に関する取り組み、自社製品の環境に関する情報を開示している。	4	0	
10	環境に関する監査を定期的実施している。	4	0	
合計				0

②環境保全活動

No.	評価項目	Yes	No	評点
1	大気汚染に関する環境影響を評価、管理し、改善に努めている。	4	0	
2	水質汚濁に関する環境影響を評価、管理し、改善に努めている。	4	0	
3	土壌汚染に関する環境影響を評価、管理し、改善に努めている。	4	0	
4	悪臭、騒音、振動に関する環境影響を評価、管理し、改善に努めている。	4	0	
5	エネルギー消費量を管理し、削減する活動を実施している。	4	0	
6	資源消費量を管理し、削減する活動を実施している。	4	0	
7	廃棄物量を管理し、削減する活動を実施している。	4	0	
8	化学物質を管理し、環境負荷を低減する活動を実施している。	4	0	
9	製品の環境負荷を評価する製品環境アセスメントを実施している。	4	0	
10	包装材料、梱包材料を管理し、環境負荷を低減する活動を実施している。	4	0	
11	生物多様性保全に関する活動を実施している。	4	0	
12	物流における環境保全に取り組んでいる。(モーダルシフト、低公害車採用など)	4	0	
13	グリーン調達に取り組んでいる。	4	0	
14	当社グループへの納入品には、本ガイドラインで指定する禁止物質を含有していない。	4	0	
15	当社グループへの納入品に含有される化学物質の管理を適正に実施し、含有状況調査などに速やかに対応できる。	4	0	
合計				0

■ランク判定

評点合計 (①と②の合計)

100点 : S 80点以上 : A 60点以上 : B 60点未満 : C

評点合計	ランク

改訂履歴

2007.7.1 第 1 版	制定	
2009.10.1 第 2 版	改訂	運用方法で資材調達部門を昭和電線グループ各社に変更しました。
2014.5.1 第 3 版	改訂	①適用範囲で、適用除外をより明確にしました。 ②製品含有化学物質の含有調査方法の記述を簡素化しました。
2018.11.1 第 4.0 版	改訂	①調達品の含有化学物質の管理区分を変更し、併せて具体的なりストを追加しました。 ②含有化学物質調査ツールの代表例を追加、削除しました。 ③様式 1 お取引先様の環境保全活動の評価票を簡素化しました。 ④本文を全面的に見直しました。(必要最小限の内容に修正)
2023.4.1 第 5.0 版	改訂	①グループ名を昭和電線グループからSWCCグループに変更しました。 ②各付表に記載の化学物質につきまして最新状態に見直しを行いました。

発行元
SWCC株式会社 サステナビリティ推進部